

## 宅地建物取引士 Web 法定講習システム運営事業について

提案説明者 知念人材育成委員長

宅地建物取引士の法定講習に関し、国土交通省の都道府県に対する通知「宅地建物取引士に関する取扱いについて」により、Web 講習の実施方法にかかる指針が示されました。

それを受け、全宅連において、Web 講習の導入を希望する宅建協会の支援のため、全国共通の標準化された Web 講習システムの構築・提供について、以下のとおり実施することについてご審議願います。

### 1. 汎用 Web 講習システムの構築の目的

全宅連として宅建協会会員の利便性向上及び他団体に先駆けて受講申込から講習まで Web 化を図り、受講者の確保を目的として、各宅建協会が任意で利用可能な共通インフラとして構築する。また、併せてスケールメリットによる各宅建協会の導入費用やランニングコストの低減を図る。

### 2. 汎用 Web 講習システムの概要について

(1) ■国土交通省通知の概要（資料No.1 本資料 22 ページ参照）

(2) 講習システムにおける全宅連の業務範囲

- ① Web 講習システムの構築・運営
- ② 講義映像・効果測定問題の製作

## 国土交通省 宅地建物取引士に対する法定講習に関する取扱い(通知)の概要

・令和2年度～ 座学方式に加え、非常時の郵送方式を追加

・令和3年度～ 座学方式（通常時）・郵送方式（非常時）

・令和4年度以降

☆通常時

次のいずれかの方法(併用も可)

○座学方式(講師による講演・DVD上映)

○Web等を活用した講習

☆非常時

次のいずれかの方法(併用も可)

○Web等を活用した講習

○テキスト及びDVDの郵送方式による自宅学習

※座学方式の開催が困難でWeb方式を採用していない講習機関・

Web環境にない受講者

(注)テキストのみの郵送方式は×

国土交通省通知（別紙）を受け、全宅連として宅建協会会員の利便性向上及び他団体に先駆けて、受講申込から講習までWeb化を図り、受講者の確保を目的として、各宅建協会が任意で利用可能な共通インフラとして構築する。

## Web法定講習システム概要(案)

Web講習実施に向けた前提条件	<p>○Webを活用した共通の受付・決済・講習          ※現在の宅建協会の法定講習実施状況を踏まえ、Web対応可能な共通項目を実施する仕組み          交付申請書、証明写真などはデジタル化不可</p> <p>○協会の座学講習 (Web講習動画をDVD化し座学講習に活用する仕組みも可能となる見込み) とWeb講習の併用開催</p> <p>○受付システムはWeb講習と協会開催の座学講習 (汎用システム経由宅建協会受付分のみ)</p> <p>○受講の対象者は宅建士証を更新する者のみ対象          →住所変更などの登録変更申請、合格後1年経過した者などは対象としない</p> <p>○Web講習は共通の講習内容、効果測定、テキストを使用</p>		
1.講習受付	宅建協会開催の座学講習		Web講習
	窓口受付	Web受付	汎用システム経由 宅建協会受付 (宅建協会が管理画面で確認)
宅建協会	汎用システム経由 宅建協会受付		
2.受講料Web決済システム ※Web受付のみ	汎用システム経由一括決済代行 → 宅建協会口座へ送金		
3.講習実施(システム)	座学講習 宅建協会		Web講習 汎用版システム
4.宅建士証の回収・手交	宅建協会		

